

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	市営住宅の管理に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

国東市は、市営住宅の管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減するために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大分県国東市長

公表日

令和6年12月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	市営住宅の管理に関する事務
②事務の概要	<p>公営住宅法及び特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律等に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>【公営住宅】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①収入申告の受理、審査、決定に関する事務 ②収入の把握に関する事務 ③家賃及び敷金等の減免または徴収猶予の申請の受理、審査、決定に関する事務 ④敷金の徴収に関する事務 ⑤入居の申込みの受理、審査、決定に関する事務 ⑥同居または承継承認申請の受理、審査、決定に関する事務 ⑦高額所得者等への明渡しの請求に関する事務 ⑧近傍同種家賃の決定と徴収に関する事務 ⑨明渡し期限の延長の申出の受理、審査、決定に関する事務 ⑩住宅のあっせん等に関する事務 ⑪収入状況の報告の請求等に関する事務 ⑫条例で定める事項に関する事務 <p>【特定優良賃貸住宅(特定公共賃貸住宅)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①入居の申込みの受理、審査、決定に関する事務 ②賃貸借契約の解除に関する事務
③システムの名称	住宅管理システム、団体内統合宛名管理システム、中間サーバー、AWS(ガバメントクラウド)
2. 特定個人情報ファイル名	
住宅管理システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 27及び93の項 番号法 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第18条及び第46条の3
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>＜選択肢＞</p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	情報提供の根拠 なし(行わない) 情報照会の根拠 番号法第19条8号に基づく、利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 53、124の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	建設課
②所属長の役職名	建設課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 総務係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	建設課 管理係
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年11月30日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年11月30日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用	
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

[]委託しない

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	<p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 <p>これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[9) 従業者に対する教育・啓発]</p> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	<p>国東市研修計画に従い、毎年度当初に、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)等に対し、教育研修を実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、府内で漏えい等のヒヤリハット事案が発生した際等には、再発防止策等の周知や、必要な内部監査等を実施している。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。</p>	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月30日	I 関連情報4法令上の根拠	情報提供の根拠 なし(行わない) 情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第31、85の2の項	情報提供の根拠 なし(行わない) 情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第31、85の2の項	事後	
令和5年7月31日	II しきい値判断項目1対象人 数と2取扱者数	令和2年10月1日時点	令和5年7月31日時点	事後	
令和6年12月20日	I 関連情報1①システムの名 称	住宅管理システム、団体内統合宛名管理シス テム、中間サーバー	住宅管理システム、団体内統合宛名管理シス テム、中間サーバー、AWS(ガバメントクラウド)	事前	
令和6年12月20日	I 関連情報3法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一19及び61の2の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定 める命令 第18条及び第46条の3	番号法第9条第1項別表第一27及び93の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定 める命令 第18条及び第46条の3	事後	
令和6年12月20日	I 関連情報4②法令上の根拠	情報提供の根拠 なし(行わない) 情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第31、85の2の項	情報提供の根拠 なし(行わない) 情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情 報の提供に関する命令第2条の表 53、124の 項	事後	
令和6年12月20日	I 関連情報5①部署	まちづくり推進課	建設課	事後	
令和6年12月20日	I 関連情報5②所属長の役職 名	まちづくり推進課長	建設課長	事後	
令和6年12月20日	I 関連情報8連絡先	まちづくり推進課 住宅係	建設課 管理係	事後	
令和6年12月20日	II しきい値判断項目1対象人 数と2取扱者数	令和5年7月31日時点	令和6年11月30日時点	事後	
令和6年12月20日	IVリスク対策8人為的ミスが発 生するリスクへの対策は十分 か		十分である	事後	
令和6年12月20日	IVリスク対策8判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登 録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイ ナンバー登録や副本登録の際には、本人から のマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会 を行う際には4情報又は住所を含む3情報によ る照会を行うことを厳守している。また、人手が 介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリ スクに対し、例えば次のような対策を講じてい る。 ・マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、 宛先に間違いがないか、関係のない者の特定 個人情報が含まれていないかなど、ダブル チェックを行う。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施 錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていない か、ダブルチェックを行う。 これらの対策を講じていることから、人為的ミス が発生するリスクへの対策は「十分である」と考 えられる。	事後	
令和6年12月20日	IVリスク対策11最も優先度が 高いと考えられる対策		従業者に対する教育・啓発	事後	
令和6年12月20日	IVリスク対策11当該対策は 十分か		十分である	事後	
令和6年12月20日	IVリスク対策11判断の根拠		国東市研修計画に従い、毎年度当初に、特定 個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計 年度職員を含む。)等に対し、教育研修を実施 している。各研修においては受講確認を行い、 未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関 係する全ての職員が研修を受講するための措 置を講じている。また、府内で漏えい等のヒヤリ ハット事案が発生した際等には、再発防止策等 の周知や、必要な内部監査等を実施している。 これらの対策を講じていることから、従業者に する教育・啓発は「十分に行っている」と考 えられる。	事後	